

幕 別 町

障害者活躍推進計画



幕 別 町 長

幕別町教育委員会

令和 2 年 4 月

1 策定趣旨

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

今回の法改正には、平成30年に国及び地方公共団体の多くの機関において障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが全国的に判明したという経緯があります。

本町においては、このような事例はありませんが、障害者基本法及び障害者雇用促進法に掲げる理念を踏まえ、障がい者雇用を継続的に進めること、またすべての障がい者がその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指し、「幕別町障害者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 目標

町長部局は、障がい者の法定雇用率及び法定雇用障害者数を維持します。

法定雇用率	幕別町の法定雇用障害者数
2.5%	5人

教育委員会部局は、小規模事業所（幼稚園・図書館等）での相談体制の確立を目指します。

4 障がい者雇用等の状況

(1) 障がい者雇用の状況

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、「自ら率先して障害者を雇用する」ことが規定されており、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。

令和元年6月1日時点での障がい者の雇用の状況は次のとおりです。

(令和元年6月1日現在)

部局	法定雇用率	法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	法定雇用障害者数	障がいのあ る職員数
町長	2.5%	212人	5人	5人

※職員は、一般職の常勤職員です。

※教育委員会部局は職員数が40人以下のため、法定雇用率は適用されません。

※法定雇用障害者数の算定の際、重度身体障害者・重度知的障害者については、1人をもって2人と算定されています。

(2) 障がい者採用試験

本町においては、平成10年度から身体障がい者採用試験を実施し、平成11年4月1日に採用を開始しました。

採用年度	対象者	受験者数	採用者数
H11	身体障害者	4人	1人
H16	身体障害者	15人	1人
H25	身体障害者	6人	1人

(3) 職場定着の状況

本町における障がいのある職員の職場定着の状況及び平均勤続年数は次のとおりです。

(平成31年4月1日現在)	
採用1年後の定着率	平均勤続年数
100%	13年8月

(4) 職員アンケート

働きやすい職場づくりの推進に活用するため、障がいのある職員を対象にアンケートを実施しました。本町においては障がいのある職員に対し、一人ひとり面談を行い、聞き取り調査を行いました。具体的な回答については、職員数が少なく、個人が特定されるおそれがあるため記載はしませんが、本計画の策定・目標設定に活用しています。

問1 あなたは、幕別町役場は働きやすい職場だと思いますか。

はい 100%

いいえ 0%

問2 あなたは、幕別町役場は職場環境が整っていると思いますか。

問2-1 施設の整備面

はい 100%

いいえ 0%

問2-2 相談体制の面

はい 100%

いいえ 0%

問3 あなたは、自分の能力を発揮できる業務をしていると思いますか。

はい 75%

いいえ 25%

問4 あなたは、幕別町役場では障がい者雇用に関する理解が進んでいると
思いますか。

はい 100%

いいえ 0%

5 障がい者の活躍推進に向けた取組

(1) 推進体制の整備

障がい者の雇用の促進、また本計画の適正な実施のため、「障害者雇用推進者」を選任します。

部局	障害者雇用推進者
町長	企画総務部総務課長
教育委員会	教育部学校教育課長

(2) 職務の選定

障がいのある職員一人ひとりの障がい特性や希望を把握し、その職員の持つ能力を十分に発揮できる業務を選定します。

採用後は、定期的な所属長との面談等を通じて、適切な配置ができるよう努めます。

(3) 職場環境の整備

障がい特性に配慮した施設の整備（多目的トイレ、スロープ、エレベーター等）のほか、働きやすい職場環境の整備のため所属長による面談等を通じた合理的配慮の提供を行います。

(4) 優先調達等

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、本町においては、障害者就労施設等を対象とした調達（物品の発注等）を、毎年度実施しています。

今後も、直接雇用に限らず、企業等における障がい者の活躍の場のさらなる拡大に向けた取組を推進します。

6 周知・公表

本計画は、すべての職員に対して周知するとともに、幕別町のホームページにおいて公表していくこととします。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。